

組織の力で中小企業を活性化!!

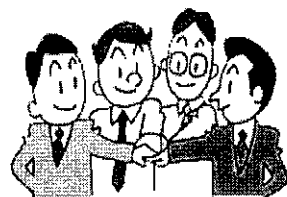
～中小企業組合制度について～

沖縄県は99%以上が中小企業で占められています。特に本県の場合、零細企業が多く厳しい経営状況にある中小企業が多いのが実情です。一人一人の力は弱くても、他社と連携し組合を設立することで協同の力を持つことが出来れば、この厳しい状況を乗り越え、競争に打ち勝つことも可能です。あなたの会社も中小企業組合を設立してみませんか？

【主な組合制度の種類】

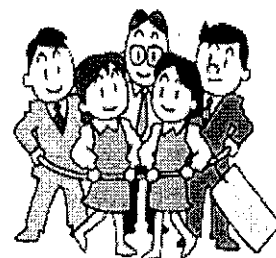
○事業協同組合

中小企業者が互いに協力し、相互扶助の精神に基づいて協同で事業を行い、経営の近代化・合理化と経済的地位の向上・改善を図るための組合です。組合の設立も4人以上集まればよく、気心の合う同じニーズをもった事業者だけで比較的自由に設立でき、中小企業者にとって設立しやすい組合として広く普及しています。



○企業組合

個人事業者や勤労者などが4人以上集まり、個々の資本と労働を組合に集中して、組合の事業に従事し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行う組合です。事業者に限らず勤労者や主婦、学生なども組合員として加入することができ、その行う事業が限定されないことから、安定した自らの働く場を確保するのに適しています。



このほか、協業組合、商工組合、商店街振興組合などの組合制度があります。

【主な組合設立のメリット】

- ①取引条件の改善、販売促進、資金調達の円滑化、情報・技術・人材・マーケティング等の充実、生産性の向上等により経営の近代化・合理化を図ることが出来ます。
- ②沖縄県では中小企業組合のための県単融資制度（組織強化育成資金）を設けており、低利で融資を受けることが出来ます。
- ③中小企業者の個々の意見や要望事項を組合でまとめることにより、国等の施策に反映させることが出来るとともに、組合を通じてより多くの中小企業施策を利用することが可能になります。

組合を設立したいと考えている方は、お気軽にご相談下さい



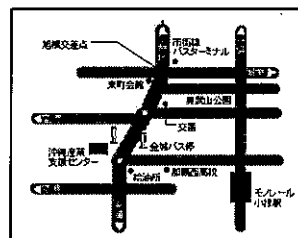
沖縄県中小企業団体中央会

那覇市小禄1831番地1

沖縄産業支援センター605

Tel.098-859-6120 FAX098-859-6121

<http://www.ocnet.or.jp>



中小企業組合に対する支援策について

中小企業組合は、中小企業の経営の活性化・効率化を推進するなど地域経済の核となる重要な役割を担っていることから、国も県も様々な支援策を講じています。

金融上の支援策Ⅰ（組織強化育成資金）

沖縄県では、県内の中小企業組合及び組合員企業の事業活動を支援し経営の安定化を図るため、県単融資制度として「組織強化育成資金」を設けています

◆対象者 県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合等及びその構成員。

◆支援内容

資金名	セーフティネット貸付	一般貸付
メニュー	運転・設備資金のみ	運転・設備・転貸
融資対象	中小企業信用保険法第2条第4項第5号認定を受けた組合及び組合員企業（認定は各市町村）	事業歴1年以上の組合及び組合員企業
融資金額	組合等 共同事業資金5千万円以内 組合員企業 運転/設備資金3千万円以内	組合等 共同事業資金5千万円以内 転貸資金 3億円以内(1 転貸先3千万円以内) 組合員企業 運転/設備資金3千万円以内
融資期間（据置期間）	運転資金7年以内（うち据置1年以内） 設備資金10年以内（うち据置1年以内）	運転資金7年以内（うち据置1年以内） 設備資金10年以内（うち据置1年以内）
融資利率（固定）	年1.95%	年1.95%
保証料率	年0.6%(100%信用保証協会保証)	年0.45%~1.45%

※この他、組合のための政府系金融機関として㈱商工組合中央金庫（商工中金）があり、全国の中小企業組合が出資しています。商工中金では中央会推薦貸付制度等を設けるなど様々な融資制度を設けています。

金融上の支援策Ⅱ（高度化資金融資）

中小企業の経営基盤を強化するためには、工場や店舗の集団化、事業の共同化など中小企業構造の高度化を図ることが重要です。このため、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、都道府県を窓口として、中小企業者の組合等が行う高度化事業の融資に際して診断、助言を行い、長期・低利の高度化資金融資と診断等を一体化して行っています。なお、高度化資金は組合・共同出資会社・合併会社等が行う事業を行う際に必要な設備・土地・建物等に係る資金を融資しています。

税制上の支援策

組合に対する法人税は、所得金額のうち年800万円以下の金額に対しては15%（企業組合、協業組合を除く）となっています。なお、商工組合及び生活衛生同業組合などの非出資組合については、法人税が非課税とされています。また、一定の要件を備えた組合が利益を内部留保したときに特別控除が受けられること、利用分量配当（組合員が組合の事業を利用した割合に応じて組合員に対して行う配当）が損金に算入できること、事業税・事業所税が軽減されること、印紙税・登録免許税が免除されること、一定の共同施設について固定資産税・不動産取得税が減免されること、などの特例措置等があります。